

# 平成16年度特定侵害訴訟代理に関する 能力担保研修について

会員 石渡 英房  
日本弁理士会 研修所 能力担保研修部 部長



## 目次

1. 平成15年度の反省点
2. 平成16年度（今年度）の実施状況
3. 今後の日程及び来年の受験者へのアドバイス

.....

### 1. 平成15年度の実施状況

初年度の能力担保研修は、講師及び研修生双方にとって初めての経験であり、ともに手探りで講義をし、受講し、試験に備えることになりました。その結果、初年度の試験が行われ、合格率は68.8%で、予想よりも、低い合格率となりました。

そこで、平成16年度はこの点を踏まえ、以下のような点を改善し、2年目の研修を行うこととしました。

- ① 初年度同様、研修を実施する際に生じた問題点に速やかに対処するために、クラス委員を選定し、能力担保研修部会に出席し発言してもらうこと。
- ② カリキュラムにつき、講義コマを減らして、演習コマを増やし、より問題抽出の訓練機会を増加させたこと。
- ③ 起案に早期に慣れてもらうため、受講生に新たに宿題（簡単な起案）を課して、研修の初期から起案を試みるようにしたこと。
- ④ よりよい起案を作成してもらうために、研修において最初の起案の講評をした後に、次の起案を作成するようにスケジュールを変更したこと。

### 2. 平成16年度（今年度）の実施状況

前述のような改善を施し、ほぼ初年度と同規模で、研修を実施しました。地方対策として、今年度は、九州地区でも開催することとして、東京、大阪、名古屋及び九州地区の計4拠点で開催しました。

受講生は、東京9クラス、大阪4クラス、名古屋1クラス、九州1クラスの全部で、815名が受講しました。うち、806名が修了基準の45時間の講義及び演習を

受講し、すべての自宅起案を提出して研修を修了しました（修了率98.9%）。

今年度の試験は、平成16年10月24日（日）に行われ、合格発表は平成16年12月22日（水）に行われました。970名が受験し、この結果、613名が合格しました（合格率63.2%）。

しかしながら、合格率は初年度を下回り、研修を更に改善することが必要になりました。この結果を重視して、来年度の能力担保研修の実施に当たり、特に、講師から再三指摘があった、民法・民事訴訟法の習得が十分でない点を補うため、能力担保研修の実施前に実力養成研修を行う企画を立てています。

また、本年1月14日に本年度のクラス委員長を集めて試験の結果についてヒアリングをしたところ、以下のような率直な意見が出されました。

- ・試験と能力担保研修は別物という心構えが必要ではないか。
- ・試験に合格するには、書く力、答案構成力などの試験を通るための技術がものをいうのではないか。
- ・試験は、実務的対応を問うものではなく、基礎的な知識の有無が問われていることに留意すべきである。
- ・大問については、模試で自分の弱点を分析したが、これは、よかった。
- ・小問は、合否に大きな影響を与えるので軽んずべきではない
- ・解答用紙が7枚なので、量を書いても評価されない。受講生によっては時間内に書ききれないという人もいたが、要はバランスよく、万遍なく書けたかだろう。
- ・クラス編成は少人数とし、講師とのより一層の交流を図るべきである。
- ・知財に関連した民法、民事訴訟法についての基礎

を教える講座があってもよいのではないか。

- ・試験対策として、たとえば、請求の認否では、不知、認める、争うなどは、パターンを分けて使い方を決めておく必要があるのではないか。

このようなヒアリング結果を受けて、合格のノウハウを伝授するために、今年度の能力担保研修のクラス委員が中心となって、次年度能力担保研修受講生向けに、3月末を目処として合格のノウハウを記載した「助言集」を作成する予定です。

なお、本年2月19日（土）に、京都において、知的財産権に関連する訴訟実務を支える人材環境の現状を検証し、将来あるべき姿を考え、社会に提言するとともに、本年度合格者の激励をかねて、京都シンポジウムを開催しました。

### 3. 今後の日程及び来年の受験者へのアドバイス

現在、初年度合格者を対象として、フォローアップ研修を実施中ですが、今後は今年度合格者を主な対象に、本年秋に、再度開催する予定です。

また、現在、次年度の研修計画を策定中ですが、短期的には、ゴールデンウィーク終了後の5月上旬から9月中旬まで研修を実施する予定です。ただ、今年度と異なるのは、合格率を向上させるため、前述の実力養成研修（3月から4月にかけて実施）をできる限り多くの受講者に受けていただくと同時に、1クラスの人数を減らして、密度の濃い研修をしてもらうよう検討しています。このため、受講予定人員は、前年の半分程度の規模になる見通しです。

次年度研修を受ける方は、これらの施策を踏まえて、十分に、民法・民事訴訟法の基礎を固めた後に能力担保研修を受けていただくように、お願いいたします。ともあれ、特定侵害訴訟代理制度は、弁理士にとって、対外的に期待される新しい業務を切り開くものですので、この前提となる能力担保研修受講生に対し、研修所としても、より充実したサポートをしていく所存です。能力担保研修において、意欲にあふれる多くの方がチャレンジしていただけるよう望むものです。

（原稿受領 2005.2.5）